○防衛省告示第百七十二号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十七年九月十日

防衛大臣　中谷　元

日　時　平成二十七年九月二十四日（予備、同月二十五日）の〇八〇〇から一七〇〇まで

区　域　五島列島南方の次の経緯度線により囲まれる区域

(ア)　北緯三一度四七分一二秒

(イ)　北緯三二度二〇分一二秒

(ウ)　東経一二八度四五分五二秒

(エ)　東経一二九度〇九分五二秒

実施艦等　自衛艦九隻、航空機二機

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百七十三号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十七年九月十日

防衛大臣　中谷　元

日　時　平成二十七年九月二十八日（予備、同月二十九日）の〇八〇〇から一七〇〇まで

区　域　五島列島南方の次の経緯度線により囲まれる区域

(ア)　北緯三一度四七分一二秒

(イ)　北緯三二度二〇分一二秒

(ウ)　東経一二八度四五分五二秒

(エ)　東経一二九度〇九分五二秒

実施艦等　自衛艦九隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百七十四号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十七年九月十日

防衛大臣　中谷　元

日　時　平成二十七年十月三日及び同月四日の毎日〇八〇〇から二二〇〇まで

区　域　津軽海峡西方の北緯四〇度五五分〇九秒、東経一三九度〇四分四八秒の地点を中心とする半径十海里の区域

実施艦等　自衛艦七隻、航空機二機

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○関東地方整備局告示第三百三十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年九月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年九月十日

関東地方整備局長　石川　雄一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四百六十八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
北本市大字下石戸下字二ツ家下耕地二五二番九地先から同市中丸七丁目七四八番地先まで	前	一六・三メートル～一〇〇・三メートル　一・一六四キロメートル
	後	一六・三メートル～一一四・〇メートル　一・一六四キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局大宮国道事務所

○関東地方整備局告示第三百三十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年九月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年九月十日

関東地方整備局長　石川　雄一

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

四百六十八号　北本市大字下石戸下字二ツ家下耕地二五二番九地先から同市中丸七丁目七四八番地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　関東地方整備局及び同局大宮国道事務所

○中国地方整備局告示第九十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年九月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年九月十日

中国地方整備局長　丸山　隆英

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
浜田市下府町一八二〇番二から同市三隅町東平原一四四八番一まで	前	九・〇メートル～一二・〇メートル　二一・四六〇キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後A	一三・六メートル～三〇一・〇メートル　二一・二六〇キロメートル	
	後B	九・〇メートル～一二・〇メートル　二一・四六〇キロメートル	
		一三・六メートル～三〇一・〇メートル　二一・二六〇キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局浜田河川国道事務所

○九州地方整備局告示第百二十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年九月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年九月十日

九州地方整備局長　鈴木　弘之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
飯塚市舎利蔵字草原一一四番一から同市舎利蔵字下原八九番一まで	前	二三・〇メートル～五二・七メートル　〇・〇七〇キロメートル
	後	二三・〇メートル～六九・四メートル　〇・〇七〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局北九州国道事務所

○九州地方整備局告示第百二十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年九月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年九月十日

九州地方整備局長　鈴木　弘之

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

二百一号　飯塚市舎利蔵字草原一一四番一から同市舎利蔵字下原八九番一まで　九州地方整備局及び同局北九州国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年九月十日